

## 社会医療法人同心会 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 1 : 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

対 策 : 平成 27 年 4 月 1 日～

男性の育児休業取得を促進する情報共有を実施する「院内イントラアップ等」

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2 : 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対 策 : 平成 27 年 4 月 1 日～

各部署長が自部署の年次有給休暇の取得率を把握し、取得の促進を促すため「出退勤システム」で管理できるよう整備する。